平成２５年（フ）第５５５号
埼玉県川越市南大塚４丁目３番地24　サンタハウス302号室
債務者　足立　映子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４１０号
新潟市中央区南出来島２丁目16番１号　メゾンハイブリッジ202号、前住所新潟市中央区網川原１丁目12番12号
債務者　谷内智恵子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１７号
山梨県笛吹市石和町下平井363番地　市営石和下平井団地５－１号室
債務者　保坂　要次
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
山梨県甲府市里吉４丁目14番９号　古屋住宅10号
債務者　米山　昭人
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
山梨県甲府市里吉４丁目14番９号　古屋住宅10号
債務者　米山　　妙
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４２号
山梨県甲府市富竹２丁目７番５号ハイツ長田102号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
大津市大谷町21番９号
債務者　あゆやこと　西原　君枝
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７９号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番24　ヴィラ瑞穂106号室、前住所兵庫県明石市魚住町長坂寺816番地の33
債務者　大森　義則
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
滋賀県東近江市東沖野３丁目５番９号
債務者　野口　直美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５０号
京都府亀岡市篠町王子唐櫃越１番地261
債務者　谷口なぎさ（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
岡山県倉敷市幸町７番51―406号　ミヨシマンション幸、申立時の住所岡山県総社市中央５丁目４―101グランパス吉備202
債務者　内田　彩日
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４号
愛媛県松山市南江戸１丁目13番23号　第一カローラハイツ403号
債務者　那須ヨシイ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９４号
広島県山県郡北広島町今田2883番地
債務者　三谷　了治
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０３号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番73―108号、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町有井1624番地８
債務者　松岡　　克
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２９号
広島市安佐北区狩留家町5653番地の１
債務者　阿波　昌博
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４１号
広島県東広島市西条町寺家5514番地６　Ａ棟
債務者　堀端　依子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部